

報告事項 3

平成25年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

平成25年度府立学校に対する指示事項及び平成25年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項を別紙のとおりとする。

平成25年 1 月 16 日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

平成25年度府立学校に対する指示事項及び平成25年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について、教育長が専決したことについて、委員会に報告する件。

[根拠規程]

大阪府教育委員会通則

第七条 委員会は、大阪府教育委員会の財務事務の委任に関する規則その他別の規則で定めるもののほか、次に掲げる事務を教育長に委任する。

- 一 教育機関を管理すること。
- 二 市町村、社会教育団体その他の関係団体等(以下「市町村等」という。)に対し、指導又は助言を行うこと。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十九 (略)

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2～4 (略)

平成25年度

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

平成25年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
◆ 平成25年度の取組みの重点	
Ⅰ 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上	3
Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援	5
Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ	6
Ⅳ 健やかな体のはぐくみ	8
Ⅴ 教員の資質向上	9
Ⅵ 学校の組織力向上と開かれた学校運営	10
Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり	11
Ⅷ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	12
◆ 第1章 府立学校の教育力の向上	
1 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	13
2 校種間の連携強化	15
◆ 第2章 障がいのある子どもの自立支援	
1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	15
2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	16
3 就労を通じた社会的自立をはじめとする自己実現や社会参加を促進する 教育の充実	17
◆ 第3章 豊かな人間性のはぐくみ	
1 心の教育の充実	17
2 人権尊重の教育の推進	19
3 生徒指導の充実	20
4 進路指導の充実	22
◆ 第4章 健やかな体のはぐくみ	23
◆ 第5章 教員の資質向上	
1 教職員の資質向上	24
2 教職員のサービスの徹底	25
◆ 第6章 学校の組織力向上と開かれた学校運営	
1 校長マネジメントによる学校経営の推進	27
2 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり	29
◆ 第7章 安全で安心な学びの場づくり	
1 危機管理体制の確立	29
2 安全で安心な学校づくり	30
◆ 第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	31
資 料	32

平成 25 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて

～次なる 10 年への力強い一歩を～

世界ではグローバル化が急速に進み、経済をはじめ様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係はますます深まっています。国内では景気の低迷が長引く中で低所得層が増加することにより、所得格差の増大とその固定化が懸念されています。また、求人数の減少や非正規雇用の増加など、厳しい雇用環境が続いており、特に、15～24歳の完全失業率が平成23年では8.2%（全年齢平均4.6%）となるなど、そのしわ寄せが若年者に強く及んでいます。

大阪府においては、昨年教育行政基本条例と府立学校条例が成立し、これらを踏まえて、議会の議決を経て大阪府として「大阪府教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとしています。「基本計画」は、この平成25年度からの10年間を見据え、これから大きく変化する社会の中で、子どもたちが自らの力で困難を乗り越え、力強く未来を切り開く自立した社会の形成者となっていけるよう、基本的な目標や施策の大綱を取りまとめています。大阪の教育と学校が進むべき方向と展望を示すいわば「羅針盤」に当たるものです。そのため、自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり、大きく変化する社会情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり、自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり、という「基本計画」で掲げた目標の達成に向け取り組むべき内容を示しました。

とりわけ、高校教育においては、平成26年度4月から府内全域への通学区域拡大が行われます。私立高校等の授業料無償化とあいまって、生徒・保護者の学校選択の幅がさらに広がります。生徒・保護者、府民の府立高校に対する期待・ニーズをどれだけ正確に把握し、真摯に応え、いかに変わっていくかが、府立高校に求められています。府立学校条例を踏まえ学校協議会等を活用し、生徒・保護者、地域等の声を学校運営に反映しながら、各学校の特色ある取組みを推進し、その魅力を積極的に発信し続ける必要があります。

支援教育においては、新校の整備が着実に進む中、卒業後の社会的自立の一つの在り方である就労に向けた支援のために、職業コースを中心に全ての支援学校において、各学校の状況に合わせた効果的な取組みが期待されています。

また、発達障がいのある児童・生徒を含め、全ての子どもたちにとってわかりやすい授業づくりに向けた研究を進めるなど、これまでの大阪における「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに継承・発展させる取組みが必要です。

平成 25 年度は、新たに策定した「基本計画」に基づき、全ての子どもの学びの支援のために、地域を巻き込み社会総がかりで大阪の教育力の向上をめざし、5年間の取組みを推進していく出発の年です。これまで大阪が大切にしてきた、「違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育」をさらに振興していくために、教育の最前線である学校現場の活性化をめざし、学校と府教育委員会とが目標を共有し連携して進んでいきましょう。

◆ 平成25年度の取組みの重点

I 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

【「確かな学力」の育成】

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。

その際、生徒の学習意欲を高め「わかる授業」を実現するため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）機器を積極的に活用するとともに、学校図書館の利用を進めること。

【新学習指導要領の確実な実施】

- (2) 新学習指導要領が今年度から全面実施になったことを踏まえ、各学校においては、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の指導を新学習指導要領に基づいて適切に行うとともに、学校や生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。

また、言語活動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

【グローバル人材の育成】

- (3) これからの国際社会で通用する人材を育成するため、伝統や文化に対する理解はもとより、文化や習慣の違いを尊重する精神を育むとともに、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、論理的思考力や探究力を育成することが必要である。

特に、国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図ること。その際、授業に言語活動を積極的に取り入れたり、資格取得を進めることなどに取り組むとともに、生徒の海外研修や国際交流の受入れを積極的に行い、生徒に国際的な視野を育むよう努めること。

また、科学的な見方、考え方、表現力等を育成する観点から、仮説を立てて計画的に観察・実験を行い、その結果を整理し考察する学習活動や、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動などを取り入れ、理数教育を充実させること。

【授業の質の向上】

- (4) 授業は学校の教育活動の中心をなすものであり、生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するためには、各教員が主体的に授業を研究し、改善を図るとともに、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めることが重要である。

各学校においては、生徒等による授業アンケートを活用し、PDCAサイクルを踏まえた授業改善システムの確立を図ること。

なお、実施に当たっては、「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅱ】」（平成25年1月予定）を活用すること。

【学校の教育活動の積極的な情報発信】

(5) 公立高校・私立高校の授業料無償化制度の導入や経済状況の悪化などに伴い、近年、公私間において生徒の流動化がみられる中、社会の変化やニーズに対応した教育内容の充実を図り、学校の特色づくり、魅力づくりを進めるとともに、積極的に学校情報を発信し、組織的・効果的な広報活動を推進すること。

中学生（支援学校中学部生を含む）、保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、学校説明会や体験入学等を、中学校と連携して実施すること。

学校説明に当たっては、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各校の特色ある取組みの周知を進めるとともに、積極的に中学校訪問を行うこと。

関連項目

- ・新学習指導要領への対応……32・33・39
- ・指導と評価の一体化……36
- ・学習形態の工夫……38
- ・読書活動の充実……44
- ・開かれた学校づくり……152～155
- ・特色ある教育課程の編成……34
- ・授業評価システム・授業改善……37
- ・情報教育等の推進……41・42

Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援

【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】

- (6) 障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校において推進する必要がある。

府立学校においては、学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的、組織的に継続して実施し、ともに助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ機会を設けること。

また、府立高校に障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の充実と仲間づくりに取り組むこと。

【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

- (7) 全ての府立学校においては、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長平成19年4月通知）を踏まえ、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ること。

府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実するとともに、学校生活や授業で「困り感」を有する生徒の心情に寄り添って、個々の状況やニーズを把握しながら、「わかる」授業づくりに努めること。そのために、関係機関や支援学校等の助言又は援助を活用しながら「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用すること。

府立支援学校においては、校内体制づくりや地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

【就労を通じた社会的自立をはじめとする自己実現や社会参加を促進する教育の充実】

- (8) 府立学校においては、卒業後の自立と社会参加をめざし、幼児・児童・生徒の障がいの状態、地域や学校の実態等を考慮しつつ、一人ひとりのニーズに応じたキャリア教育の充実を図ること。

障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、各教科の学習の他、特にインターンシップや職場見学等の体験学習の充実に努め、早い段階から、計画的・総合的に進めること。

また、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえた関係機関との連携を在学中から促進すること。

府立支援学校においては、「これからの大阪の教育がめざす方向について」（学校教育審議会答申平成20年7月）を参考に、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労支援やキャリア教育の観点を含めた高等部の在り方について見直しを行うこと。

関連項目

- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進・・・54・55・66
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実・・・56～61
- ・地域支援ネットワークの構築、職業教育・進路指導の充実、・・・60・62・63
- ・支援学校教員の専門性の向上、センター的機能の充実・・・59・60

Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ

【心の教育の充実】

- (9) 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、全ての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てるように努めること。

【キャリア教育の充実】

- (10) 生徒が夢や志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが必要である。

今般、経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見いだせない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。

その際、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うとともに、正規雇用をめざす意識の醸成と就職支援が行えるよう進路指導体制を整えること。

また、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。

【人権尊重の教育の推進】

- (11) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

なお、「いじめ」は重大な人権侵害事象であることを踏まえ、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、校内相談体制の充実を図ること。あわせて、未然防止、早期発見が重要であることから、アンケート調査等を行うなどいじめの実態を的確に把握すること。また、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で迅速かつ適切に対応し、事象の態様に応じて関係機関とも連携した組織的な指導・支援を図ること。

【読書活動の推進】

- (12) 読書は「生きる力」に不可欠な表現力や創造力を育むため重要なものであり、学校での読書活動を一層推進すること。その際、学校図書館の運営体制の整備、図書ボランティアや公立図書館との連携等、学校・家庭・地域の連携を進めることにより、子どもの読書活動の推進を図ること。

【情報リテラシーの育成】

- (13) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報が発信されているという現状を踏まえ、インターネットや携帯電話の利用等、児童・生徒の活用状況を把握し、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話やネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

【中退防止の推進】

- (14) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実を三つの基本として取り組んできたところである。

平成23年度の中退率は前年度より0.1ポイント上昇したものの、2.0%を下回る水準となっている。しかしながら、全国平均と比べると依然として高い数値となっていることを踏まえ、引き続き従来の取組みに加え、「中退の未然防止のために」（平成22年3月）を活用し、中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実に重点を置いて取組みを推進すること。また、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。

【不登校生徒への対応充実】

- (15) 大阪府の不登校の割合は全国平均と比較して高くなっており、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、実態を的確に把握して原因を明らかにするとともに、臨床心理士等を活用した校内相談体制の充実を図り、家庭や出身中学校、地域、府教育センター及び高等学校適応指導教室（平成23年6月開室）などの関係機関や外部機関とも連携しながら生徒の状況に応じた取組みを推進すること。

【国旗・国歌の指導】

- (16) 入学式や卒業式等においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。

また、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

関連項目

- ・心の教育の充実・・・64～69
- ・「こころの再生」府民運動・・・68
- ・進路指導の充実、キャリア教育の実施・・・62・97～101
- ・人権教育の推進・・・75～79
- ・「教職員人権研修ハンドブック」の活用・・・117
- ・情報教育等の推進・・・41・42
- ・教育相談体制の充実・・・88・94
- ・不登校に対する支援・・・90
- ・読書活動の充実・・・44
- ・道徳教育の推進等・・・65・67
- ・様々な人権課題への対応・・・80～84
- ・教職員の人権意識・・・122～126
- ・生徒指導の充実・・・85・86
- ・中途退学の防止・・・89

IV 健やかな体のはぐくみ

【薬物乱用防止の取組み】

- (17) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。また、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「違法ドラッグ」の危険性についても理解させること。

関連項目

- ・薬物乱用防止……105
- ・健康教育……103
- ・学校保健計画……102

V 教員の資質向上

【教職員の組織的・継続的な育成】

- (18) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上を図ること。また、府教育センター研修の活用などにより、管理職の養成を視野に入れた学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成を図ること。

【体罰防止の取組み】

- (19) 体罰は、子どもに対する人権侵害として、いかなる場合においても決して許されない行為である。「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）を活用した研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、学校全体として体罰を許さない指導体制を確立すること。また、児童・生徒・保護者向けの校内の相談窓口を明確に設置し、周知すること。

【セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

- (20) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

【より適正な教員評価】

- (21) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。
授業を行う教員の評価に当たっては、校長は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

【「指導が不適切である」教員への対応】

- (22) 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施など、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。その際に、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
また、校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。
新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

関連項目

- ・研修の充実、OJTの推進……110・113～118
- ・ミドルリーダーの育成……115・116
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止……123～125
- ・パワー・ハラスメントの防止……126
- ・教職員の評価・育成システム……111
- ・体罰の禁止……122

VI 学校の組織力向上と開かれた学校運営

【P D C Aサイクルによる学校経営の確立】

- (23) 校長は、学校経営に当たりリーダーシップを十分に発揮し、「学校組織運営に関する指針」（平成18年12月施行、平成22年12月改訂）に基づく学校運営を行うこと。その際、めざす学校像の実現に向けて、中期的目標（3か年）を踏まえ、当該年度の重点目標を示した「学校経営計画及び学校評価」と、それに基づき当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」を策定し、P D C Aサイクルによる学校経営を推進すること。

【保護者・地域ニーズの学校経営への反映】

- (24) 校長は、自校の教育目標を踏まえ、中・長期的な展望に立った教育活動を進めるとともに、中期的目標の進捗状況及び年度重点目標の実現度を診断するなど、成果の検証を行うこと。その際、大阪府立学校条例（平成24年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して、保護者や地域の住民その他の関係者の意向を的確に把握し、学校運営に適切に反映するよう、学校運営体制の整備・充実に努めること。

【学校におけるICT活用の推進】

- (25) 幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTの活用により、一層の情報の共有化と校務の効率化を推進すること。また、全ての教員が授業においてICTを活用できるよう、校内研修を実施すること。

【入学者選抜の厳正な実施】

- (26) 平成24年度選抜において、合否判定の過誤が生じたことを踏まえ、二度と同じミスを起こさないよう、各校での選抜事務の点検をすること。
今までの点検項目に加えて、入学者選抜事務点検マニュアルの改善点である「役割分担及び作業系統を明確にし、原則としてあらかじめ決定している分担以外の作業は行わないこと」「電子データやコンピュータの厳重な管理体制を確立すること」「すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うこと」を厳守し、選抜事務の点検体制を確立すること。

【個人情報の適正な管理】

- (27) 度重なる個人情報流失事案を踏まえて、個人情報の適正な管理・保管については、府教育委員会が周知した「個人情報の適正な管理等について」（平成24年6月）を徹底するとともに、「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年6月）を踏まえ、鍵のかかる場所への保管、緊急やむを得ない場合を除き、個人情報の持ち出し禁止などのルールの徹底を図ること。

関連項目

- ・ 学校経営計画・学校教育計画の策定……136
- ・ 学校評価の推進……138
- ・ I C T機器の活用……41・42・147
- ・ 校内組織体制の整備・構築……136・139
- ・ 開かれた学校づくり……152～155
- ・ 個人情報の適正管理……145～147

Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり

【生命尊重の取組み】

- (28) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、幼児・児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、あらゆる教育活動を通じて、児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。
- また、幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

【児童虐待防止の取組み】

- (29) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。そのために「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(平成23年3月改訂)等を教職員へ周知徹底すること。

【防災教育の取組み】

- (30) 東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

関連項目

- ・ AEDを含めた心肺蘇生法実習・・・161
- ・ 安全教育・安全管理・・・156～158・163
- ・ 教育相談体制の充実・・・88・94
- ・ 危機管理体制の整備・充実・・・159・162

Ⅷ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

【家庭教育支援の充実】

(31) 将来親になる世代である児童・生徒に対して、学校の授業等において、親学習の推進を図るとともに、府教育委員会が実施する親学習に関する教職員研修に積極的に参加すること。

また、保護者の主体的な学びを促進し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、PTA研修等の場を活用した親学習の実施に努めること。

これらの実施に際しては、府教育委員会作成の親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（平成21年3月増補）を活用するとともに、必要に応じ地域人材等との効果的な連携を図ること。

関連項目

・教育コミュニティの形成……165～167

◆ 第1章 府立学校の教育力の向上

1 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (32) 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、特色ある教育活動が児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるよう各学校の教育の充実を図ること。
- (33) 各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。また、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領改正の趣旨を踏まえ、各教科・科目及び「総合的な学習の時間」等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、「学校設定教科・科目」を積極的に取り入れるなど、各学校が創意工夫を生かした教育課程の編成に努めること。
その際、府教育センターのカリキュラム研究室・支援教育研究室と十分連携を図ること。
- (34) 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、生徒の実態に応じて学習指導の充実に努めること。
- (35) 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づく中学校の学習内容を十分に理解した上で効果的に行うこと。
- (36) 児童・生徒の学習評価については、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。
障がいのある生徒に対する評価に当たっては、「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成13年9月12日付け教委教務第514号教育振興室長通知）を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。
- (37) 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。また、全ての教員について生徒等による授業のアンケートを実施するとともに、教員相互の研究授業や保護者などを対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、授業改善に努めること。あわせて、指導と評価の年間計画（シラバス）を一層充実させること。
高等学校においては、生徒による授業アンケートを年2回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うなど、授業規律の確立を含めて、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。
- (38) 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、生徒の実態に応じた工夫を行うこと。
なお、実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。
- (39) 「総合的な学習の時間」の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、自然体験やボランティア活動など社会奉仕体験、勤労体験、交流体験などの体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、問題解決的な学習活動を積極的に取り入れるなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
その際、新学習指導要領で示された、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習に配慮するとともに、全ての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

- (40) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。また、各教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。発掘調査により出土した土器などの文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。また、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）などの活用についても配慮すること。

参 考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、リパティおおさか、ピースおおさか大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

- (41) 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。
- (42) 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料「情報モラル指導資料」等を活用し、情報モラルの指導に努めること。その際、情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、生徒が身に付けることができるよう指導すること。また、学校や生徒に関するネット上の書き込み等については、「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」（平成17年11月）に基づき、適切に対応すること。
- (43) 児童・生徒自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。その際、環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、「総合的な学習の時間」を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。また、環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。
- (44) 学校図書館を調べ学習に積極的に活用することや、朝の読書活動等により、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。あわせて、司書教諭や他の全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。また、学校図書館の有効活用には、「学校図書館活性化ガイドライン」（平成23年3月発行）を活用すること。
- (45) 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。その実施に当たっては、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、所定の手続きを行うこと。
- (46) 学校週5日制のもとで、学習活動の充実が求められており、各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。
- (47) 学校設定科目の工夫による基礎学力の確実な定着を図る取り組みや、メロディチャイム等を活用した教育環境づくりの取り組みなど、他校の成功事例を参考に、自校の課題解決を図ること。

- (48) 加配教員の活用に当たっては、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

<部活動>

- (49) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重するとともに、学校週5日制の趣旨も踏まえ、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。また、他校や地域と連携した活動等について学校全体として積極的に取り組むこと。
- (50) 「府立高等学校部活動検討委員会」の提言を踏まえ、府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成24年8月改訂）の内容が各学校において適切に運用されるよう努めること。

2 校種間の連携強化

- (51) 「総合的な学習の時間」をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。
- (52) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- (53) 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校など、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

◆ 第2章 障がいのある子どもの自立支援

1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (54) 「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」の改定（平成24年6月）により、これまでの知的障がい生徒自立支援コース（9校）・共生推進教室（4校）に加え、平成25年度から新たに府立北摂つばさ高等学校に共生推進教室を設置する。
自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。府立高校においては、高等学校支援教育力充実事業を通して、その取組みの成果等を活用すること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。
全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- (55) 府立学校においては、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）を活用するなど、その相互理解を促進するよう努めること。さらに、支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

- (56) 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、人権尊重の観点に立って十分な配慮を行うこと。また、高等学校については、支援教育コーディネーターや校内委員会を活用して組織的に取り組み、障がいのある生徒の個々の状況に即した学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うこと。
- (57) 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。
「個別の教育支援計画」について、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画を一層推進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携の上作成し、より効果的な活用に努めること。
「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記を心掛けるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明し、理解を得ながら、P D C Aサイクルにのっとり指導改善に努めること。
- (58) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。
とりわけ、高等学校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、冊子「明日からの支援に向けて」（平成21年3月）、「共感からはじまる『わかる』授業づくり」（平成24年8月）等を活用した校内研修の機会の充実を図ること。
- (59) 支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の専門性向上を図る研修を計画的に実施するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させること。また、支援学校の教員にあっては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。
- (60) 支援学校においては、支援学校リーディングスタッフを中心に、市町村リーディングチーム等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある全ての幼児・児童・生徒のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成援助なども含めた地域支援に努めること。さらに、地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。
- (61) 支援学校においては、部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図るとともに、夏季休業日をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実に努めること。

3 就労を通じた社会的自立をはじめとする自己実現や社会参加を促進する教育の充実

- (62) 府立学校においては、障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。とりわけ支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携を更に密にし、学校訪問の機会の拡充等により障がいや、障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに、職業教育の充実を図ること。さらに、早期から就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努めること。なお、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。
- (63) 支援学校においては、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。また、進路先への定着を図るため、進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる地域の支援体制づくりに努めること。

◆ 第3章 豊かな人間性のはぐくみ

1 心の教育の充実

- (64) 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、社会人への第一歩として、公共のマナーやルールを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に主体的に参画しよりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。
平成23年度から府立高校において実施している「志（こころざし）学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの一層の充実・改善を図ること。
- (65) 道徳教育については、道徳教育全体計画を作成し、体験的な活動の機会の充実を図るとともに、教科・科目の学習や特別活動等の教育活動全体を通じて推進すること。
また、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域と積極的に連携し、人間としての在り方・生き方についての自覚を深める取組みを進めること。
- (66) 「障害者基本法」に基づく「第4次大阪府障がい者計画」（平成24年3月）を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を計画的に推進するとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）及び「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）を活用しながら、障がいのある幼児・児童・生徒の自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。
- (67) 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実に努めること。

(68) 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成について、学校の教育活動全体を通じて推進すること。

また、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴ等を活用したあいさつ運動など、各学校の特色に応じて、家庭や地域と連携しつつ、実践的な取組みを推進すること。

参 考 (愛さつOSAKAのロゴマーク)



(69) 自他の生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、リバティおおさかの展示観覧や出前授業（学校de博物館）の活用を努めること。

<国際理解教育>

(70) 教育基本法改正の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。

(71) 国際教育については、生徒が、国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。その際、「国際理解教育推進交流事業」等の活用や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

(72) 海外修学旅行の実施に当たっては、安全確保、健康管理等に配慮するとともに、その目的を明確にし、生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

(73) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<平和教育>

(74) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

2 人権尊重の教育の推進

- (75) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の関係法令及び「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。
その際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）等、人権に関する府の各条例・方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意すること。
- (76) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意するとともに、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
さらに、人権教育を進めるに当たっては、「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）「人権教育COMPASS」（平成22年8月）「人権教育COMPASS 2」（平成24年2月）「人権教育COMPASS 3」（平成25年2月）等を活用し、発達段階に応じた指導に努めること。
- (77) 平成13年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成15年2月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」の趣旨を踏まえ、これまでの同和問題の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- (78) 人権教育の推進に当たっては、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、リバティおおさかの展示観覧や出前授業（学校de博物館）など、学校教育と連携した取組みの活用を努めること。
- (79) 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。
このため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成25年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、「学校における人権教育推進のための事例集」（平成14年11月）、「学校における人権教育推進のための資料集」（平成23年4月）等を活用すること。
とりわけ、いじめの防止については「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」に基づき、適切に指導すること。
- (80) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引きー」（平成25年3月修正）を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- (81) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した生徒については、教育サポーター及び「高等学校教科用語集（8言語対訳）保健体育分野・家庭科分野」（平成23年3月）等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。また、府が実施する研修等を通して、担当教員等の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実を努めること。さらに、学校生活などのサポート情報を外国語に翻訳したWebページ「多言語に

よる学校生活サポート情報」(平成13年3月～)等を活用し、学校生活、進路の支援に努めること。

- (82) 男女平等教育の推進に当たっては、「大阪府男女共同参画推進条例」(平成14年4月)の趣旨を踏まえ、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年7月)を活用し、全ての教育活動において、男女の人権を尊重し、特に固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないように配慮すること。また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。

各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。

- (83) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、府教育委員会及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

- (84) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、家庭・地域との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。その際に大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材「動詞からひろがる人権学習」等を活用するとともに、府教育委員会主催研修等への積極的な参加を促すこと。

3 生徒指導の充実

- (85) 府立学校において暴力行為の発生件数が高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。また、いじめについても引き続き厳しい状況にある。さらに、近年、携帯電話やパソコンの急激な普及により、メールやインターネットを利用したいじめや性犯罪など、新たな生徒指導上の課題として、重大な事象に発展しかねないものも生起している。

このような状況を踏まえ、各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。また、学校として一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・中学校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

- (86) 児童・生徒の携帯電話の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、あわせて家庭との連携を図ること。さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。また、携帯電話の所持・使用について必要な実態把握を行い、校内支援体制の構築を図り、あわせて児童・生徒・保護者に対し、被害相談のための第三者性を有する支援機関の周知に努めるなど、早期発見・早期対応に努めること。学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育委員会に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し、構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

今後の取組みに際しては、「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」(平成24年3月)を参考にすること。

- (87) いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための生徒指導体制の充実を図ること。
未然防止の観点からは、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える実践力を身に付けることができるよう「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル」を活用した取組みを一層推進するとともに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。さらに、いじめが起こった際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に対応すること。また、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会と連携し解決を図ること。
とりわけ、いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施した上で、これに加えて、各学校の実態に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組みを推進すること。
- (88) 児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、被虐待など児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、児童・生徒の自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて児童・生徒に考えさせるよう努めること。
また、児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止め、必要に応じて地域の保健医療機関と連携するなど適切に対応できるよう、精神科医や臨床心理士等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。
- (89) 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。
また、生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。特に、入学1年目において中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に中学校や家庭との連携を密にするなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。さらに、授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に、より一層努めること。あわせて、進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。加えて、臨床心理士等を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みも充実させること。
また、進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整え、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うとともに、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。
- (90) 不登校の要因として、本人の問題（無気力やあそび・非行など）に起因するものが多くを占めていることから、生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ることが重要である。特に、小中学校時に不登校であった生徒や、高等学校等入学後も欠席傾向がある生徒に対しては、当該生徒の出身中学校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。
- (91) あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに実際に守ることを体験することによって、規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に一貫性を持って指導すること。
また、規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに共通の理解が形成されるよう取り組むこと。
- (92) 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、平素より研鑽を積み、他の模範となる成果を収めた児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら、児童・生徒のがんばりや努力、やる気を引き出し、児童・生徒の励みとなるような取組みを推進すること。
- (93) 少年非行等の問題行動に対しては、青少年健全育成のための連携マニュアル「心のすくらむ」（平成13年7月）を活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携を図りながら、問題の解決に努めること。

- (94) 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。
また、保健室の健康相談活動についても、全校的な相談体制との連携を図るとともに、一層の充実に努めること。
- (95) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。
- (96) 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。
また、指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

4 進路指導の充実

- (97) キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小学校・中学校・高等学校の連携を推進するとともに、「16才からの“シューカツ”教本」を活用し、入学時から卒業時までを見通した系統的・継続的な取組みとなるよう努めること。なお、定時制・通信制においても、キャリア教育の一層の充実に努めること。
また、地域や関係団体、専修学校等と連携して、インターンシップや職場見学等の体験学習等を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。
- (98) 進路指導を行うに当たっては、入学当初から計画的に行うとともに、生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が自分の意志と責任で進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。同時に、進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めること。
- (99) 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、JOBカフェOSAKA等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
また、近畿統一応募用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、問題事象、内定取消等が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。
進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。
- (100) 経済的理由により就学困難な生徒を支援する大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、生徒及び保護者に対して、趣旨や目的をよく理解させ、とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。
また、学校徴収金や部活動費などについても、十分精査し、高額にならないよう配慮すること。
- (101) 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、「奨学金等指導資料」等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。
また、奨学金等の活用や進路に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
なお、生徒及び保護者に対しては、入学年次から大学進学等のための奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。

◆ 第4章 健やかな体のはぐくみ

- (102) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。
- (103) 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。
その際、幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。
- (104) 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導すること。さらに、これらの指導を充実するため、年に1回以上、保護者を委員とした学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。
- (105) 喫煙・飲酒・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家（学校薬剤師・警察官・保健所職員等）による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うこと。
- (106) 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
その際、「性教育指導事例集」（平成15年3月）等を積極的に活用するとともに、「大阪府性に関する指導普及推進事業報告書」についても、参考とすること。
- (107) 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、各校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。さらに保健学習への参画など、生徒の心身の健康問題への対応や健康教育の充実に向けた積極的な取組みを一層進めること。
- (108) 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、学校における食育を推進すること。
学校給食実施支援学校においては、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。

◆ 第5章 教員の資質向上

1 教職員の資質向上

- (109) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。
- (110) 全ての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。また、教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。
- (111) 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。
校長は、日ごろから全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うこと。
また、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。
- (112) 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。
- (113) 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。
年間計画の作成に当たっては、府教育センター等で実施する研修との関連に配慮し、夏季休業日などを積極的に活用して策定すること。その際には、社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。
- (114) 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用して学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭等を有効に活用すること。
長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。
- (115) ミドルリーダーの育成に当たっては、高等学校課の「育成支援チーム」及び府教育センターにおける新リーディング・ティーチャー養成研修(仮称)等を積極的に活用すること。
- (116) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、教職経験の少ない教員をはじめとする教職員全体の指導力の向上に取り組むとともに、「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月)を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。その際、府教育センターのカリキュラムNAV iプラザによる学校支援等を積極的に活用すること。
- (117) 教職経験の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。
その際、「教職員人権研修ハンドブック」(平成24年3月改訂)を活用すること。
- (118) 児童・生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

- (119) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲・資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。

2 教職員のサービスの徹底

- (120) 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」（いわゆる承認研修）については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。特に、承認手続きの不備が多いことから文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出については、いかなる内容の承認研修であってもこれを徹底すること。
- (121) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」を校内研修等において活用するとともに、「大阪府教育委員会服務指導指針」をもとに部下職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
また、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確かつ迅速に把握し、速やかに府教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- (122) 体罰については、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。
特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解することが必要である。
「教職員の児童生徒に対する体罰の根絶について」（平成24年6月8日）を踏まえ、府教育委員会が策定し、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用しながら教職員研修を行うとともに、体罰事象の根絶に向けた取組みを実施し、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。
- (123) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。その際に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成20年3月改訂）や「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」（平成13年12月）の趣旨を踏まえ、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」（平成15年3月）などを活用すること。
また、リーフレット「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）を活用し、生徒・保護者に相談窓口を周知しておくこと。
万一、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合には、被害者の人権を尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。同時に、校長は府教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。
なお、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。
また、「障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成22年11月）を参考に指導方法の点検を行うこと。
特に、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。
- (124) セクシュアル・ハラスメントを防止するために、各学校の相談窓口が機能するように努めるとともに、府教育センターの「すこやか教育相談」や、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。

- (125) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(平成11年3月)に基づき、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。
- (126) 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(平成22年3月)に基づき、教職員間のパワー・ハラスメントの防止に努めるとともに校内の相談窓口の充実を図り、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。
- (127) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。なお、飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。
- (128) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」及び「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度など)に基づき、適切に行うこと。
また、「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に基づき、教育職員の勤務時間を適正に把握し、時間外業務の縮減を図ること。また、「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導要綱」に基づく面接指導を徹底し、教職員の健康の保持・増進に努めること。
- (129) 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成20年5月20日付け教委職企第1215号教職員企画課長通知)を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。
なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分を行う。
- (130) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続をとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続は要しない。
- (131) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うこと。
母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇取得促進に努めること。特に、「男性の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。

- (132) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成13年11月6日付け教委職企第203-1号教育長通知（平成19年3月1日改正））及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（平成13年11月6日付け教委職企第203-2号教職員企画課長通知（平成19年3月1日改正））を厳格に適用するとともに特別な事情が生じた場合には、教職員企画課長あて協議すること。
- (133) 通勤届出以外の方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、「通勤手当の認定等について」（平成23年3月18日付け教委職企第2360号教職員企画課長通知）に基づき、適正な確認を行うこと。
なお、通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分を行う。
- (134) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
また、兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分を行う。
- (135) 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きをとるとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

◆ 第6章 学校の組織力向上と開かれた学校運営

1 校長マネジメントによる学校経営の推進

- (136) 校長は、PDCAサイクルによる学校経営を一層推進するため、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容の学校経営計画を策定し、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。
また、課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。
- (137) 校長は、学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の三つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）の活用を図ること。また、府教育委員会作成の「保護者等連携の手引き」（平成22年3月）、「ミドルリーダー育成プログラム（初版～第3版）」（平成22～24年3月）及び「ミドルリーダー育成プログラム（第4版）」（平成25年3月発行予定）を校内研修等で積極的に活用すること。
- (138) 学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえ、学校運営の改善に努めること。また、高等学校課の「診断支援チーム」を積極的に活用すること。
学校協議会においては、委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。

- (139) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。
また、教職員が幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から組織マネジメントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めること。
- (140) 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動等に関わっては、「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」（平成16年9月）を踏まえて適切に行うこと。
- (141) 契約・支出事務等の予算の執行に当たっては、その効率的・効果的な執行に努めること。
また、学校徴収金等の取扱いについては、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること。
- (142) 非常勤職員の雇用に当たっては、「労働条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、「雇用伺変更依頼」などの手続きを適正に行うこと。
- (143) 本府では、「行政の福祉化」に全庁挙げて取り組んでいることから、府立学校においても、校舎等の建物清掃や除草業務等の外注に当たっては、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援する観点に立って、業者の選定を行うこと。
- (144) 職員会議については、「学校教育法施行規則」「大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則」及び「学校組織運営に関する指針」に基づき、その適切な運営に努めること。あわせて、その会議録については、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。
- (145) 「個人情報保護法」、「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- (146) 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した記憶媒体を含む）について、その取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。特に、記憶媒体については、個人情報とそうでないものを分けて保存したり、卒業生等の過去の情報を破棄するなど適正な管理を行うこと。あわせて、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管について研修を深め、教職員一人ひとりの自覚を高めるよう指導すること。
また、校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、府民からの情報公開等の請求に対しの確に対応すること。
- (147) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定の趣旨を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講ずること。
- (148) 「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」（平成21年10月）を踏まえ、法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。

(149) 一家転住等、本人の責任によらないやむを得ない事情による転入学については、円滑な受入れを図ること。また、平成23年9月当初より設けた府内の高校間の転入学については、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定員の範囲内において転学の機会を設けること。なお、多部制単位制高校においては、転部について、多部制単位制の趣旨を踏まえ、校長が適当と判断する場合に、その対応を行うこと。

(150) 入学料については、入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度などについて十分説明し、未納防止に努めること。また、延滞金の対象になることも留意すること。なお、入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。

授業料及び空調使用料については、平成22年度分から無償としたところであるが、平成21年度分以前の未納者に対しては、引き続き「大阪府立高等学校等授業料等徴収事務取扱要領」の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談など、積極的な納入指導に取り組むこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合については、府教育委員会に徴収事務を引き継ぐこと。

また、債権の回収及び整理に関する条例及び財務規則に基づき適正な債権管理を行うこと。

(151) 備品の管理に当たっては、物品取扱者が責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。

2 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり

(152) 当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、学校協議会を通じて家庭や地域のニーズを把握し、自主的・自律的に特色ある教育活動を展開することができるよう、学校運営体制の整備・充実に努めること。

(153) 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。その際、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

(154) 学校のWebページについては、学校の活動が鮮明に伝わるよう創意工夫に努めること。また、開かれた学校づくりの観点から、「学校経営計画及び学校評価」や教育方針、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や「総合的な学習の時間」等を含む年間授業計画（シラバス）、進路状況、学校協議会に係る情報など教育情報の公開に努めること。その際、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

(155) 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、府立大学、府立大学工業高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。

また、定時制（多部制単位制を含む）・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール（聴講制度の活用）の取組みを更に推進すること。

◆ 第7章 安全で安心な学びの場づくり

1 危機管理体制の確立

(156) 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

また、学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

(157) 子どもの安全を脅かす事象に対しては、学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じて、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに学校独自の危機対応マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。

また、改正道路交通法を踏まえ、交通安全に関する指導を充実するとともに、とりわけ登下校時の自転車利用については、ルールやマナー等を徹底すること。

(158) 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

(159) 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。また、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。

(160) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症等の事故防止に努め、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。また、「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

なお、国民健康保険法を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

(161) 全ての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。また、生徒に対して保健の授業等において実習が実施できるように計画すること。

(162) 学校給食実施支援学校においては、学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づく、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めること。

2 安全で安心な学校づくり

(163) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。

(164) 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

<安全教育関係>

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 文部科学省（平成22年3月）

「学校における防災教育の手引（改訂版）追加資料 備えよう地震・津波 進めよう 防災教育」
府教育委員会（平成19年3月）

「～子どもを暴力から守る～子どもエンパワメント支援指導事例集」
府教育委員会（平成18年7月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」
府教育委員会（平成15年3月）

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」 文部省（平成10年3月）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」 府教育委員会（平成8年3月）

<安全管理関係>

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」 文部科学省（平成24年3月）

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」 文部科学省（平成24年3月）

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」 文部科学省（平成19年11月）

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」 府教育委員会（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」 府教育委員会（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」 府教育委員会（平成15年12月）

「学校の安全管理に関する取組事例集」 文部科学省（平成15年6月）

（参 考）

「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」 文部科学省（平成16年1月）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」

府教育委員会（平成14年10月）

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」 府教育委員会（平成13年7月）

◆ 第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(165) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムに参画し、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。

(166) 学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる教育コミュニティづくりを推進するため、「地域教育協議会（すこやかネット）」に積極的に参画・協力すること。

(167) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。

資 料

I 大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称	すこやか教育相談
目 的	児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・面接・電子メールによる相談に応じる
電話番号	子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp 高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン） 電話 06-6607-7353 24時間対応「すこやか教育相談24」 (平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。) 電話 0570-078310 FAX 06-6607-9826 (教育相談室直通)
受 付	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み) ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日
内 容	学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談 (相談は無料、秘密は厳守する) ・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる ・面接相談の場合には事前に学校を通しての電話で予約が必要 ・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など
場 所	大阪府教育センター 教育相談室(本館5階) 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号
交通機関	地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m 近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/>

2 大阪府高等学校適応指導教室(大阪府教育センター所管)

名 称	大阪府高等学校適応指導教室
内 容	心理的または情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある府立高等学校生徒を対象に学校復帰をめざして学習支援や心理支援を行う。
場 所	〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-1-72 大阪府教育センター附属高等学校内
問合せ先	大阪府高等学校適応指導教室 電話:06-6607-7366 午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン（電話相談）

電話番号 06-6772-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック（面接相談）

電話番号 06-6773-4970

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題にあった指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が面接とともに、親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）まで、相談して予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター

電話番号 06-6691-2811（代表）

06-6607-8814（電話相談専用）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時

（面接相談を希望する場合は予約制）

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-828-0161 072-844-1331(代)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-751-2858 072-752-4111(代)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6389-3526 072-627-1121(代)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6721-1966 072-994-1515(代)	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー	0721-25-1131 0721-25-1553(代)	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-445-3977 072-439-3601(代)	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 に住んでいる方

6 児童虐待通告電話

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
 夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ)

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研究会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka- c.ed.jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車、①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ 1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ 1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後、3年以内の大阪府に在住の中国残留邦人等の家族（二世）の医療機関での適切な受診、福祉事務所等の関係行政機関での助言・指導、学校生活上の諸問題に関する相談、介護保険制度による介護認定及び介護サービスの利用等を円滑に行うため、自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っています。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 TEL 06-6944-1717

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部（旧東区）、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 新星和扇町ビル 6階 605号室	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区

八尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3 階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
豊中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1 階	少年育成室 06-6866-3000 育成支援室 06-6863-0099	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
守口	守口市浜町 1-3-18 2 階	少年育成室 06-6993-0900 育成支援室 06-6993-9911	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4 階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
① 受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み (育成支援室は午前 9 時 30 分～午後 6 時まで)		② 相談申込 電話か直接来所 ③ 相談担当者 警察職員	
<p>リンク集：</p> <p>○ 大阪府警察 http://www.police.pref.osaka.lg.jp/ (トップページから「少年サポートセンター」を検索)</p> <p>○ 大阪府青少年課 http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html</p>			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	J R 阪和線「信太山」駅 下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車、東へ600m
日本民家集落博物館	〒561-0873 豊中市服部緑地1-2	06-6862-3137	北大阪急行「緑地公園」 駅西口下車 北西へ1km
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から 南海バス「上高向」下車 南東へ800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線「箕面」駅 下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線「大阪狭山市」 駅下車 西へ700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	J R 環状線「芦原橋」駅 下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線「森ノ宮」 駅・J R 環状線「森ノ宮」 駅下車 西へ400m
少年自然の家	〒597-0102 貝塚市木積字秋山長尾3350	072-478-8331	水間鉄道「水間観音」駅か ら水鉄バス(土・日・祝の み)「秋山口」下車1300m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪「淀屋橋」 駅下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線「荒本」 駅下車 1号出口北西へ 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBAビル	06-6631-0884	地下鉄「なんば」駅 南海・近鉄「難波」駅 下車 200m

VI 学校組織運営に関する指針

平成18・12・7
改訂 平成22・12・22

1 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

2 組織運営に当たって

(1) 中期的目標と学校経営計画

<中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、P D C Aサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・I C T化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

<学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努める。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、すべての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

(2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

<首席等>

- ア 首席および学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席および学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長および教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

<運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席および学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。
- イ 首席および学年・分掌の長は、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。
- ウ 運営委員会等において、首席および学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

<職員会議>

- ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- イ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- ウ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。

- エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の決裁権を制限することがあってはならない。
- オ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。
- カ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

<会議運営>

- ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で行う。
- イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。
- ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

- ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。
- イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。
- ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。
- エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。
- オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

- ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。
- イ 校長・准校長は、その権限の行使に当たっては、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。
- ウ 主任等の発令に当たって、教職員の意見を参考として聴取する場合にも、最終的には校長・准校長が決裁し、任命する。なお、その結果については、辞令を交付したり、決裁後の人事について職員会議で公表したりするなどして、教職員に周知する。

(4) 予算

- ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校教育計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないように他校とも連携し積極的な活用を図る。
- エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ア 学校経営を行うに当たってPDCAサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- イ 校長・准校長は、学校経営を行うに当たっては、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮出来るよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。



平成25年度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

平成 25 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
◆ 平成 25 年度の実施の重点	
Ⅰ 小中学校の教育力の充実	3
Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援	4
Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ	5
Ⅳ 健やかな体のはぐくみ	7
Ⅴ 教員の資質向上	8
Ⅵ 学校の組織力向上と開かれた学校運営	9
Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり	10
Ⅷ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	11
◆ 第 1 章 教育委員会の活性化	12
◆ 第 2 章 小中学校の教育力の充実	
1 学力向上への取り組みと授業改善	13
2 教育課程の編成と特色ある学校づくり	14
3 校種間の連携強化	16
◆ 第 3 章 障がいのある子どもの自立支援	
1 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進	17
2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	17
◆ 第 4 章 豊かな人間性のはぐくみ	
1 心の教育の充実	19
2 人権尊重の教育の推進	21
3 生徒指導の充実	23
4 進路指導の充実	25
◆ 第 5 章 健やかな体のはぐくみ	
1 運動機会の充実による体力づくり	27
2 健康づくりの推進	27
◆ 第 6 章 教員の資質向上	
1 教職員の資質向上	29
2 教職員のサービスの徹底	31
◆ 第 7 章 学校の組織力向上と開かれた学校運営	34
◆ 第 8 章 安全で安心な学びの場づくり	
1 危機管理体制の確立	36
2 安全で安心な学校づくり	36
◆ 第 9 章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
1 家庭における教育・子育て機能の強化	39
2 教育コミュニティの形成	39
3 幼児教育の充実	40
◆ 第 10 章 社会教育の推進	41
◆ 第 11 章 文化財の保存と活用	43
資 料	44

平成 25 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて

世界では経済や雇用のグローバル化が急速に進み、国内では景気の低迷が長引く中で「貧困」や「格差」の問題が指摘されています。次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代を力強く生き抜くことがますます求められています。これからの大阪の教育を進めるに当たっては、子どもたちの力を伸ばし、引き上げることに力を尽くさなければなりません。

大阪府では、昨年教育行政基本条例と府立学校条例が成立し、これらを踏まえて、議会の議決を経て大阪府として「大阪府教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとしています。「基本計画」は、この平成 25 年度からの 10 年間を見据え、これから大きく変化する社会の中で、子どもたちが自らの力で困難を乗り越え、力強く未来を切り開く自立した社会の形成者となっていけるよう、基本的な目標や施策の大綱を取りまとめています。大阪の教育と学校が進むべき方向と展望を示すいわば「羅針盤」に当たるものです。そのため、ここには、自らの力や個性を發揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり、大きく変化する社会情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり、自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり、という「基本計画」で掲げた目標の達成に向け取り組むべき内容を示しています。

学校教育においては、校長のリーダーシップとマネジメントのもと、学校の持つ総合的な力である「学校力」を高め、全ての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校づくりを進めることが重要です。とりわけ、中学校における学力向上と生徒指導上の課題解決に向けては、小学校と中学校の円滑な接続を含め、義務教育全体を通じた計画的な取り組みが求められます。

この間、児童・生徒の学力向上については、市町村教育委員会や学校の取り組みにより、改善が見られつつありますが、中学校では、依然として全国平均との差が大きい状況にあります。そのため、学力向上の取り組みの成果と課題を検証しながら、保護者・地域との連携のもと、学校全体で組織的な取り組みの推進に努めてください。また、生徒指導面では、特に、いじめ問題への取り組み強化が喫緊の課題であり、未然防止、早期発見に向けた校内体制の構築はもとより、教員研修の実施、スクールカウンセラーや弁護士などの専門家及び警察や子ども家庭センター等の関係機関と連携した迅速な対応など、学校内外が一丸となった取り組みの充実にも努めてください。

さらに、今後、府立高等学校の再編整備計画が策定され、平成 26 年度には通学区域を府内全域に拡大する等、中学校卒業時の進路選択に係る状況の変化に対応し、すべての生徒の進路を保障する観点から、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学校と高等学校との連携の強化に重点を置いた取り組みを推進してください。

全ての子どもは、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれな

がらに有しています。支援教育を、全ての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものにとらえ、学校全体での組織的な取り組みとして推進し、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めてください。また、学校・家庭・地域が一体となって子どもの尊い命を守ることができる安全で安心な学校づくりに努めてください。

「教育は人なり」と言われるように、教育に直接携わる教職員は、子どもにとってかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものと言えます。教職員には、これまで大切にされてきた大阪の教育の取り組みを継承するとともに、様々な教育課題にも適切に対応できる力が求められています。教職員を組織的・継続的に育成するための日常的なOJTの活性化等、指導體制や相談体制の充実に努めるよう学校を支援し、教職員の資質と指導力の向上に努めてください。

平成25年度は、新たに策定した「基本計画」に基づき、市町村教育委員会と府教育委員会が、それぞれの役割と責任のもと、連携して各学校園を支援し、大阪の教育力の向上をめざす5年間の取り組みを推進していく出発の年です。

市町村教育委員会においては、地域性と多様性を大切にしながら進めてきたこれまでの成果を基盤として、今後も大阪の教育が、子どもたちの未来を切り拓くものとなるよう、首長部局の理解、協力のもと、目標の達成に向けた取り組みを推進してください。

◆平成 25 年度 of 取組みの重点

I 小中学校の教育力の充実

【学習指導要領の確実な実施】

- (1) 各学校においては、学習指導要領を踏まえ、地域や学校、児童・生徒の実態等を的確に把握し、それをもとに、学校の教育課題を明確にし、教育目標や各教科等の目標を設定すること。

また、それらの目標の実現をめざして、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施すること。

その際、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めること。

【学力向上の取組みの充実】

- (2) 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、目標に準拠した評価等を通じて、その成果と課題を明確にしながら取組みを進め、改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させるよう指導すること。その際、校内会議や研修等を計画的に開催するなど、組織体制を有効に機能させるよう指導すること。

また、学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するとともに、落ち着いた学習環境の醸成に向け、学校全体で学習規律の確立に努めるよう指導すること。

加えて、府教育委員会が提供している学習教材の活用や、10分程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう指導すること。

【学習評価の改善】

- (3) 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善に結びつけること。

とりわけ中学校においては、今後の府立高校入学者選抜制度における調査書の見直しにともない、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任がより求められることを踏まえ、府が作成する参考資料等をもとに各学校・市町村等で適切な評価標準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の取組みを進めること。

【英語教育の充実】

- (4) 義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすこと。

そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。

また、中学校の外国語（英語）では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。

その際には「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育成プログラム I」等を活用して中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、英語教育の充実を図ること。

【情報活用能力の育成】

(5) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中、課題や目的に応じて情報を適切に扱うことのできる情報活用能力を高める授業を展開するよう指導すること。

その際、自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、情報モラルの育成にも努めること。

関連項目

- ・ 学力向上への取組み・・・34・35
- ・ 教育課程の編成・・・39
- ・ 指導方法の工夫改善・・・36・37
- ・ 小学校外国語活動、中学校外国語・・・37・38
- ・ 情報教育・・・48

Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援

【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

(6) 支援教育の推進に当たっては、「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させること。

発達障がいを含む障がいのある全ての幼児・児童・生徒一人ひとりの自立に向けた取組みを充実すること。その際、全教職員の共通理解のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を学校全体で図ること。

また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発をより一層推進させること。

関連項目

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進・・・53・56
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実・・・55・58・61・97
- ・ 教員の専門性の向上・・・54・57
- ・ 校内・支援体制の整備・充実・・・57・59・60

Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ

【心の教育の充実】

- (7) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みや、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めること。

【キャリア教育の推進】

- (8) 児童・生徒が目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていかこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めることは重要である。

そのため、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）等に基づき、児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。また、府教育委員会が作成した「夢や志をはぐくむ教育」（平成22年3月、平成23年3月）の活用を図ること。

【人権尊重教育の推進】

- (9) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等にあたっては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応するよう指導すること。

さらに、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

【読書活動の推進】

- (10) 読書は「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。その際、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校・家庭・地域の連携による「読んでみたいと思う本がある」「本を紹介する人がいる」という読書環境づくりを進めること。

【いじめの防止】

- (11) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。

深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育委員会へ速やかに報告するとともに、平成24年府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」（いじめ対応プログラムの補助資料）等も活用し、事象の態様に応じて関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携を行うなど組織的な対応を図るよう指導すること。

特に、障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育などの活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検すること。

また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力を引き出すこと(エンパワメント)と集団づくりに努めるよう指導すること。

さらに、近年、増加傾向にある携帯電話等を活用したネット上への誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

【問題行動への対応】

- (12) 問題行動の減少のためには、その対応だけに限らず、全ての児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導や援助が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進めること。

なお、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局や地域人材との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めること。

特に、暴力行為の減少には、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、校種間や関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。

【不登校児童・生徒への支援】

- (13) 不登校支援については、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

また、児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図ること。

【国旗・国歌の指導】

- (14) 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するよう指導すること。

関連項目

- ・ 道徳教育……62・63 ・ 平和教育……74 ・ 「こころの再生」府民運動……65
- ・ 進路指導……92・95～98 ・ キャリア教育……93
- ・ 人権教育の尊重……75～78 ・ 様々な人権課題への対応……79～85
- ・ 教職員の人権意識……118・123～125 ・ 学校図書館……69～71
- ・ 地域における読書活動……176・177 ・ 生徒指導……86～91
- ・ 国歌の指導……43

IV 健やかな体のはぐくみ

【薬物乱用防止の取組み】

- (15) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するよう指導するとともに「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」(平成24年12月1日施行)を踏まえ、「違法ドラッグ」の危険性についても理解するよう指導すること。

【体力づくりの取組み】

- (16) 子どもの体力・運動能力は回復傾向にあるものの依然として低水準にあり、特に運動する子としない子の二極化が顕著である。
そのため、学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。

【食に関する指導の充実】

- (17) 中学校給食の実施率が全国平均より低いことを踏まえ、引き続き、中学校給食の普及・充実の取組みを推進すること。
なお、学校給食実施に当たっては、栄養教諭を活用するなど、食に関する指導の積極的な取組みを図り、大阪の教育力の向上につなげるよう努めること。

【生活習慣の確立】

- (18) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」(朝食・あいさつ・朝読書)等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

関連項目

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| ・薬物乱用防止……103 | ・学校保健計画……101 | ・体力づくり……99・100 |
| ・食に関する指導……105 | ・健康教育……102 | |

V 教員の資質向上

【教職員の組織的・継続的な育成】

(19) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。

また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。首席・指導教諭については、学校や地域の実情に応じて配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

【体罰防止の取組み】

(20) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。

その際、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）等の活用を図ること。

【より適正な教員評価】

(21) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。

授業を行う教員の評価に当たっては、校長が、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めるよう指導すること。

【「指導が不適切である」教員への対応】

(22) 市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

また、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。

新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

関連項目

- ・教職員の評価・育成システム……109
- ・研修の充実……113～115
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止……123・124

VI 学校の組織力向上と開かれた学校運営

【PDCAサイクルに基づく学校経営の推進】

(23) 各学校においては、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態等を踏まえた実効性のある計画に基づいた教育実践を展開するとともに、教育活動その他の学校運営について自律的・継続的に改善を行うために、学校評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた学校経営の推進に努めるよう指導すること。

また、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かすなど、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

関連項目

- ・学校運営……135 ・学校評価……136
- ・学校協議会……137 ・個人情報の保護……142・143

Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり

【生命尊重の取組み】

(24) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、あらゆる教育活動を通じて、児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。

また、児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

【学校安全の取組み】

(25) 幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。

特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。

また、登下校時の通学路については、「通学路における緊急合同点検」（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

【児童虐待防止の取組み】

(26) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。

特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)等を教職員へ周知徹底するよう指導すること。

【防災教育の取組み】

(27) 東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行なうなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。

また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。

関連項目

- ・ 危機管理体制の充実……145～148
- ・ 通学途上の安全……150
- ・ 安全教育……151
- ・ AEDの配置と心肺蘇生法……148

Ⅷ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

【教育コミュニティづくりの活性化】

(28) 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を踏まえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、学校支援地域本部や、おおさか元気広場、家庭教育支援の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちが健やかに育つ「教育コミュニティ」のさらなる活性化に努めること。

【家庭教育支援の充実】

(29) 保護者のエンパワメントと身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの構築を図るため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への働きかけなどにより、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努めること。

【幼児教育の推進】

(30) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

その際、各市町村においては大阪府の「幼児教育推進指針」（平成 22 年改定）の趣旨を踏まえ、協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育のプログラムの策定や見直しを行うなど、地域の実情に応じた幼児教育推進のための具体的な取組みを行うよう指導すること。

関連項目

- ・教育コミュニティの形成……160・161
- ・家庭における教育・子育て機能の強化……157・158
- ・幼児教育……168～170 ・学校支援地域本部の取組みの推進……162・163
- ・社会教育の推進……171

◆ 第 1 章 教育委員会の活性化

- (31) 地域の特性や住民の意思、教育現場の実情を反映させながら、自主的判断と責任において教育行政が展開できるよう、果たすべき役割を自ら点検・評価し、さらなる機能充実に努めること。

- (32) 社会の変化や住民の多様な学習ニーズ、地域の教育問題に、総合的かつ効率的に対応するため、学校教育と社会教育との連携はもとより、首長部局等との一層の協力を図りながら、その運営に関して積極的な改善に努めること。

- (33) 教育委員会の方針や施策、その成果などの教育の状況について説明する責任を果たせるよう、広報活動の充実に努めるとともに、住民の意向把握などの広聴活動の充実に努めること。

◆ 第2章 小中学校の教育力の充実

1 学力向上への取組みと授業改善

(34) 確かな学力を育むために、「学校改善のためのガイドライン」（平成20年2月）等を活用し、教員が不断に「学校づくり」及び「授業改善」に取り組むよう指導すること。

授業改善に当たっては、すべての子どもにとって「分かる・できる」授業をめざし、府教育委員会が提供している「学習指導ツール」「反復学習メソッド」等の教材や、DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」（平成21.22.23年3月）、リーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年3月）、「大阪の授業 STANDARD」（平成24年5月）を活用するよう指導すること。

また、「よりよい授業をつくるために」（平成16～17年度「授業評価システム」推進事業報告集）等を活用し、学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うよう指導すること。

(35) 「全国学力・学習状況調査」「大阪府学力・学習状況調査」等の結果から、学力向上に向けた学校の組織的な取組みが推進され、授業に主体的に取り組む子どもが増加するなどの成果が見られた。

一方で、依然として「活用の力」の定着や自学自習力の定着、学習規律等に関する課題が見られた。また、理科教育について指導方法の工夫改善が必要であるという課題も見られた。

これらの課題について、効果的な事例を参考に、学校の組織的な取組みを一層進めることにより、課題の改善を図るよう指導すること。

特に、中学校において生徒の学力や学習状況の把握・分析を充実するとともに、それらの検証をもとにすべての教科等において指導方法の工夫改善を図るよう指導すること。

なお、取組みの推進にあたっては、保護者・地域との連携を図ることとし、その際リーフレット「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」（平成20年12月）を活用するよう指導すること。

(36) 指導方法の工夫改善定数については、児童・生徒の実態や学習内容の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、事業の趣旨を十分踏まえた配置・活用となるよう指導を徹底するとともに、実施状況の把握に努めること。

また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施に当たっては、学校が児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努め、指導方法の工夫・改善を図るよう指導すること。

(37) 小学校5、6年生における外国語活動については、校内研修や研究授業の充実を図るとともに、ALTや地域人材等を有効に活用し、授業内容の充実を図るよう指導すること。

また、「Hi, friends!」等の文部科学省が作成した教材や、「使える英語プロジェクト

ト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育てプログラムⅠ」を活用して、異なる国や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めるとともに、評価に関する実践研究の推進を図るよう指導すること。

- (38) 中学校の外国語（英語）については、教科書の内容の確実な習得や定着のための指導方法や学習教材の工夫・改善に努めること。

また、ALTや地域人材を有効に活用するとともに、「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育てプログラムⅠ」を活用して、英語を使って身のまわりの出来事や自分の考えを伝え合ったりする活動の充実を図るよう指導すること。

なお、中学校における外国語（英語）は、学年や単元の到達目標を明確にし、指導方法や評価方法の工夫・改善を図るとともに、小学校外国語活動との円滑な接続に留意するよう指導すること。

2 教育課程の編成と特色ある学校づくり

- (39) 教育課程の編成に当たっては、自校の特色を踏まえて具体的に設定した教育目標の実現をめざし、学習指導要領に則して適正に編成すること。また、実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的な態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するよう指導すること。さらに、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の適切な実施を図ること。

その際、児童・生徒の成長のようすが十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。（平成22年9月10日付け教委小中第1896号）

- (40) 授業日数や学校行事等を考慮し、授業時数確保のための改善方策を具体化して、年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数（小学校は学校教育法施行規則別表第1、中学校は学校教育法施行規則別表第2）が適切に確保されるよう努めること。

なお、土曜日等授業を行う場合は、保護者や学校のニーズを把握するとともに、その実施に当たっては学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域や保護者に開かれた学校づくりの観点から取り組むこと。

- (41) 「総合的な学習の時間」については、各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、自ら課題を見つけ、探究的な学習として充実したものとなるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。

また、探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

(42) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。

(43) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切に取り扱われるよう指導するとともに、必要に応じて各学校の指導状況を把握すること。

(44) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。

また、各教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。発掘調査により出土した土器などの文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。また、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）などの活用についても配慮すること。

参 考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、ピースおおさか大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

(45) 学校教育の活性化を図るため、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用に努めるとともに、学校の学びを社会に結びつける学習展開の工夫を図るなどして指導すること。そのため、市町村教育委員会における「人材バンク」制度の充実に努めること。

(46) 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進するよう指導すること。また、設置市以外の市町村においても、夜間学級の意義と現状を理解するとともに、学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒と共に学ぶ機会を設けるよう努めること。

なお、夜間学級生徒の在籍については、設置市と生徒居住市町村とで連携し、適正に管理すること。

(47) 環境の保全や地球規模で生じている環境問題の解決及び持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動する意欲や態度を育むため、関係部局と連携しながら、全ての教科等において横断的、総合的に環境教育を推進するよう指導すること。

(48) 教育の情報化に対応するため、教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導すること。

また、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成するよう指導すること。そのために学校におけるICT環境の整備を更に推進するとともに、その有効な活用を図ること。

(49) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重し、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施するとともに、他校や地域との連携等について積極的に取り組むこと。

また、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で、地域や学校等の実情を踏まえた実効ある取組みの推進に努めるよう指導すること。

(50) 府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年8月）及び中学校学習指導要領（平成20年3月）の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務について適切に対応するよう指導すること。

3 校種間の連携強化

(51) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、支援学校など、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう指導すること。

(52) 個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。

また、小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、今後一層、連携を推進するよう指導すること。

◆ 第3章 障がいのある子どもの自立支援

1 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

(53) 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の趣旨を踏まえ、地域における共生社会の実現をめざし、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進させ、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

(54) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）や「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）の活用等、学校と連携しながら研修内容を充実させ、教職員の資質向上を図ること。

(55) 就学相談・支援に当たっては、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組みの充実を図ること。

また、障がいの有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境や適切な配慮・支援の充実を努めること。

(56) 交流及び共同学習が更に充実し、相互理解がより一層進むよう、支援学級の学校における位置付け及び教室配置、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等について、不断の点検・見直しを行うよう指導すること。また、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。

交流及び共同学習の実施に当たっては、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）の活用を図ること。

(57) 支援学校のセンター的機能に基づく巡回相談や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を積極的に活用して、地域支援ネットワークを充実させること。

さらに、支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、全ての教職員への支援教育に対する理解・啓発に努めること。

2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

(58) 全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効

果的に活用するよう指導すること。

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒についても、作成・活用の一層の促進を図ること。

作成・活用に当たっては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進し、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実を図ること。

- (59) 通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒が多数在籍する中、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む等、全校的な支援体制のもと、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開するよう指導すること。

また、通級指導教室での指導・支援をより一層充実させ、通級指導教室における学びが通常の学級においても活かせるよう、学校体制の充実を図ること。

- (60) 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮するよう指導すること。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、看護師配置の積極的な促進等、条件整備に努めること。

また、府立支援学校のセンター的機能を活用するなど、医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等についての理解を深めること。

- (61) 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・保育所・幼稚園等就学前機関との連携において、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、早期からの支援体制の構築に努めること。

◆ 第4章 豊かな人間性のはぐくみ

1 心の教育の充実

(62) 道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。

特に、「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、その特質を十分に理解し、児童・生徒が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるような指導を行うこと。その際、府教育委員会が作成した「夢や志をはぐくむ教育」（平成22年3月・平成23年3月）等を積極的に活用すること。

また、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験活動などの推進に努めること。

(63) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。

また、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、校長の方針のもと、全教師が協力して作成し、共通理解が深められるよう努めること。作成に当たっては、児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点事項を定めるとともに、「道徳の時間」と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫すること。

さらに、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(64) 「心のノート」については、「道徳の時間」だけでなく、学校の教育活動全体において補助的に活用するとともに、学校と家庭・地域が連携して、道徳性の育成の取組みにも活用が図られるよう指導すること。

(65) 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成について、「道徳の時間」その他の学校の教育活動を通じて推進すること。

また、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴを活用したあいさつ運動など、各学校の特色に応じて、家庭や地域と連携しつつ、実践的な取組みを推進すること。



(参 考)

(66) 自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験を通して、豊かな情操を養うよう努めること。なお、学校で動物を飼育する場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（平成23年8月改正）の趣旨を踏まえ、動物の健康及び安全の保持に努めること。

また、「家畜伝染病予防法」（平成 23 年 4 月改正）を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告を適切に実施すること。

さらに、日本初等理科教育研究会発行の「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師との連携を一層推進した適切な飼育が行われるよう指導すること。

(67) 自他の生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、リバティおおさかの展示観覧や出前授業（学校 de 博物館）の活用に努めること。

(68) 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、指導資料集「ぬくもり」（平成 22 年 3 月）を活用し、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

<学校図書館>

(69) 学校図書館については、「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努めるとともに、陳列の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境に整え、学習・情報センター及び読書センターとして有効活用するよう努めること。

また、各学校が学校図書館を積極的に活用するよう指導し、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図るとともに、「3つの朝運動」の一つである朝の読書活動について学校全体で積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるように努めること。

(70) 「学校図書館法の一部を改正する法律等」（平成 9 年 6 月）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成 15 年 1 月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、他の全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立するよう指導すること。

(71) 子どもの読書活動の推進に当たっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動を支援する方策を講じるよう努めること。

その際、学校図書館の運営への地域人材の協力や地域の公立図書館や府立図書館との連携を一層図ること。なお、府立図書館との連携に当たっては、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」の活用に努めること。

<国際理解教育>

(72) 教育基本法の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思

を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。

- (73) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図る等、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<平和教育>

- (74) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

なお、市町村教育委員会においても「平和教育基本方針」等の策定に努めること。

2 人権尊重の教育の推進

- (75) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の関係法令及び「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。

その際、大阪府人権尊重の社会づくり条例及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに、「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）等、人権に関する府の各方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意すること。

- (76) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意するとともに、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むよう指導すること。

さらに、人権教育を進めるに当たっては、「人権教育教材集・資料」（平成23年4月）をはじめ、人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」（平成14年9月）や「人権教育のための資料」（平成11年3月～）、「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）、「OSAKA人権教育ABC part1～5」（平成19年3月～）等を活用し、指導の工夫・改善に努めるよう指導するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めること。

- (77) 平成13年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成14年10月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

- (78) 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映するよう指導すること。また、関係研究組織との連携の充

実を図るとともに、より学校教育に活用できる施設としてリバティおおさかの展示観覧や出前授業（学校 de 博物館）など、学校教育と連携した取組みの活用を努めること。

(79) 「障害者基本法」に基づく「第4次大阪府障がい者計画」（平成24年3月）を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努めること。その際には、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」及び「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月）の活用を図ること。

(80) 府内の学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。

このため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成25年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めるよう指導すること。その際、「学校における人権教育推進のための事例集」（平成14年11月）、「学校における人権教育推進のための資料集」（平成23年4月）等を活用するよう指導すること。とりわけ、いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」に基づき、適切に対応するよう指導すること。

(81) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。

そのために、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引きー」（平成25年3月修正）や「在日外国人教育のための資料集（DVD）」（平成22年3月）を活用し、保育・授業や特別活動等における指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めるとともに、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めるよう指導すること。

(82) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、日本語指導から学習言語能力の習得までの指導の充実を努めるよう指導すること。

そのために、日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成22年3月）、「日本語支援アイデア集」（平成23年3月）や教育サ

ポーター人材バンクへの登録者を活用し、校内の受入・指導体制の充実を図るよう指導すること。

- (83) 男女平等教育の推進に当たっては、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、全ての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう配慮すること。

また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いや各種統計等については、男女平等を基礎としたものになるよう指導すること。

各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。

- (84) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、学校及び関係機関と連携を図り、迅速に適切かつ組織的に対応するよう指導すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うよう指導すること。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めるよう指導すること。

- (85) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、家庭・地域との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。その際に大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材「動詞からひろがる人権学習」等を活用するとともに、府教育委員会主催研修等への積極的な参加を促すこと。

3 生徒指導の充実

- (86) 携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすること。その際、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話の学校への持ち込みが必要と認める場合は、学校での教育活動に支障がないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成24年度改訂）を活用し、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。

その際、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、講師派遣等による指導内容の充実を図ること。

- (87) いじめの未然防止、早期解決については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう指導すること。その際、アンケート

調査を複数回実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用など、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めるよう指導すること。

また、こども支援コーディネーター等を中心に生徒指導體制の充実を図るとともに、「いじめ対応プログラム」及び「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応プログラム指導案集」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」を活用した取り組みを一層推進するよう指導するとともに、「暴力によらない問題解決力育成プログラム」（平成24年3月）をスクールカウンセラーと協働して活用すること。

さらに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう、「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図り、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「緊急支援チーム（子ども支援）」と連携し解決を図ること。

- (88) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、小学校においては非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えるよう指導すること。中学校においては、自己指導能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めるよう指導すること。

さらに、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働した家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組むこと。

また、市町村教育委員会における問題解決機能の向上及びチーム支援の充実に取り組むとともに、必要に応じて学校支援リーダーを中心とする大阪府教育委員会「緊急支援チーム（学校体制支援）」を活用すること。

- (89) 「学級がうまく機能しない状況」について背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導體制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。

- (90) 不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細やかで適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えるよう指導すること。特に、中学1年時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しがある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を積極的に進めること。

さらに、不登校が長期化しないよう適応指導教室と連携し、不登校児童・生徒の早期の学校復帰をめざした取り組みを推進するとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うよう指導すること。

- (91) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映

させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。

また、児童会・生徒会等を通じて子どもの自主活動を推進するとともに、市町村における生徒会交流の活性化等に努めること。

4 進路指導の充実

- (92) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。

その際、「中学校進路指導のための資料 第47集（平成25年3月）等に掲載する進路指導資料を活用し、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえた年間指導計画を作成するよう指導すること。

また、公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校の授業料無償化、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、高等学校での中途退学を防止する観点からも、高等学校との連携を一層図るよう指導すること。

さらに、進路未定者減少に向けた取組みを進めるとともに、卒業時に進路未定であった者に関しては、進路指導の重要な課題として次年度の取組みに反映させること。

- (93) キャリア教育については、義務教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう指導すること。

そのために、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）を活用し、全ての中学校区において、「めざす子ども像」及び全体指導計画を作成し、その検証、改善を行いながら取組みの充実を進めるよう指導すること。

また、中学校においては職場体験学習等を複数日実施し、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など基礎的な力を育成するよう指導すること。

- (94) 小学校においては、児童が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するよう指導すること。

また、希望を持って中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供するよう指導すること。

- (95) 高等学校等への進学指導に当たっては、生徒の能力や興味・関心、将来への進路希望等を十分に踏まえ、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるように指導すること。

その際、地域単位で開催される高等学校合同学校説明会、各高等学校等が実施する体験入学等の活用や、高等学校等の特色などについての情報提供など、適切なアドバイスや支援に努めるよう指導すること。

特に、不登校や外国からの編入等配慮を要する生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、十分配慮するよう指導すること。

(96) 日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、高等学校等への進路指導が行われるよう、府内7地区で実施している多言語による進路ガイダンスへの参加を促すとともに、Webページ「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月～）や「小学校入学準備ガイドブック」（平成19年12月）及び「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」（平成21年3月）等を活用し、就学促進や学校生活、進路支援に努めること。

(97) 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置している知的障がい高等支援学校」「だいせん聴覚高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うこと。

(98) 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、「奨学金等指導資料」等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

また、奨学金等の活用や進路に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。

なお、生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

◆ 第5章 健やかな体のはぐくみ

1 運動機会の充実による体力づくり

(99) 各小中学校において『体力づくり推進計画』の策定に努め、P D C Aサイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。そのため、「新体力テスト」等を活用し、結果を分析することにより、児童・生徒の体力の状況を把握するとともに、体育の授業・運動部活動の充実を図るなど、学校全体で体育活動を活性化する取組みを推進するよう指導すること。その際、「チャレンジ おおさか なわとびカード」、体力向上に係る「実践事例集」や「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、各校での体力づくりの取組みが図られるよう指導すること。

(100) 地域におけるスポーツ活動を支援するため関係団体との連携のもと、特定の小・中学校や施設等を拠点とし、地域の特性に応じた地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主的・主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

2 健康づくりの推進

(101) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

(102) 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や感染症、心の健康問題等、児童・生徒等の健康に関わる課題は深刻である。

このため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実するよう指導すること。

また、健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう指導すること。

さらに、年に1回以上、保護者を委員とした学校保健委員会を開催し、活用を図るよう指導すること。

(103) 喫煙・飲酒・覚せい剤等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家等による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むよう指導すること。

また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うよう指導すること。

(104) 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実

態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

その際、「性教育指導事例集」（平成 15 年 3 月）等を積極的に活用するよう指導すること。

また、「大阪府性に関する指導普及推進事業報告書」の周知を図り、参考とするよう併せて指導すること。

(105) 偏った栄養摂取・朝食欠食などの食生活の乱れや肥満痩身傾向など食に関する問題は深刻である。

そのため、食に関する指導に当たっては、全ての学校で食に関する指導の全体計画を作成するとともに、「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」（平成 22 年 3 月文部科学省）を参考に、推進するための組織を明確にするなど校内体制を整備し、学校教育活動全体を通して実施すること。

また、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、栄養教諭・栄養職員を中心に、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。その際、食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」（文部科学省）、「おおさか食育ハンドブック」（平成 22 年 3 月 府教育委員会監修）を積極的に活用するよう指導すること。

とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭の専門性を生かし、学校給食を活用した指導や各教科、道徳、「総合的な学習の時間」等における食に関する指導など積極的な取組みを進めるよう指導すること。

(106) 学校給食実施においては、学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めること。

◆ 第6章 教員の資質向上

1 教職員の資質向上

(107) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図るよう努めること。

(108) 全ての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図るよう指導すること。

また、教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図るよう指導すること。

(109) 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。

校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うよう指導すること。

また、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとするよう指導すること。

(110) 教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動や人事交流の充実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。

(111) 各職の任用に当たっては、若手教職員の登用を図り、将来管理職となる教職員の養成に努めること。

(112) 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

(113) 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用して学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭等を有効に活用すること。

長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。

(114) 国や府における新たな動きや新学習指導要領の趣旨、各学校の課題などを踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。

とりわけ、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めるとともに、それぞれの教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導・助言等、適切な個別支援を行うこと。その際には、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。なお、府教育委員会が作成した指導資料「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）の活用を図ること。

(115) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、学校全体として教職員の指導力の向上に取り組むとともに、「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」（平成20年3月）を活用し、日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。その際、市町村教育委員会における研修はもとより、府教育センターの研修やカリキュラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的に活用するよう指導すること。

(116) 女性教職員が校務の要を積極的に担えるよう早い段階から計画的な人材育成に努めること。

(117) ミドルリーダーの育成に当たっては「ミドルリーダー育成プログラム（初版～第3版）」（平成22～24年3月）、及び「ミドルリーダー育成プログラム（第4版）」（平成25年3月発行予定）を校内研修等の参考にすること。

また、府教育センターにおけるリーディング・ティーチャー養成研修等を積極的に活用すること。

(118) 教職経験の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。その際、「教職員人権研修ハンドブック」（平成24年3月改訂）を活用すること。

(119) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。

(120) 公立学校における魅力ある学校づくりを進めるため、民間企業等の経験者または教諭や行政職等から、リーダーシップを持ち、柔軟な発想や企画力を生かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を登用できるよう、計画的な人事に努めること。

2 教職員のサービスの徹底

(121) 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。特に、承認にあたっては、「長期休業期間中の教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく研修の制度運用について」（平成 21 年 7 月 3 日付け教委職企第 1411 号教職員室教職員企画課長通知）を参考に、適正な事務手続きをとるよう指導すること。

(122) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（平成 22 年 9 月）を校内研修等において活用するとともに、「大阪府教育委員会サービス指導指針」をもとに部下職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

また、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

(123) 児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成 20 年 3 月改訂）及び「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA 集」（平成 15 年 3 月）を踏まえ、重大な人権侵害であることを教職員に十分認識させ、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制を確立するよう指導すること。

また、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うよう指導すること。とりわけ、障がいのある児童・生徒においては、「障がいのある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成 22 年 11 月）を参考に指導や介助方法の点検を行うよう指導すること。

さらに、市町村及び各学校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知するよう指導すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、被害者の心のケアに努め、被害者の立場に立った事象の解決を図るよう指導すること。

なお、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。

(124) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成 11 年 3 月）に基づき、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備が図られるよう校長に指導・

助言を行い、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。その際、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を充実すること。

- (125) 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(平成22年3月)の趣旨を踏まえ、パワー・ハラスメントに関する指針等を策定するとともに、教職員への啓発、研修及び相談体制の整備を進めること。

また、パワー・ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めるよう指導すること。

- (126) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。なお、飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。

また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。

- (127) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」及び「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度など)に基づき、適切に行うこと。

また、勤務時間の適正な把握について、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置を取ること。

- (128) 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。

また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成20年5月20日付け教委職企第1215号教職員企画課長通知)を参考に、より一層厳正な運用を行うよう指導すること。

なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。

- (129) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとるよう指導すること。また、取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。

なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続きをとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場

合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続きは要しない。

- (130) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うよう指導すること。

母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇取得促進に努めるよう指導すること。特に、「男性の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮するよう指導すること。

- (131) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成13年11月6日付け教委職企第203-1号教育長通知（平成19年3月1日改正））及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（平成13年11月6日付け教委職企第203-2号教職員企画課長通知（平成19年3月1日改正））を参考にし、適正な認定事務を行うよう指導すること。

- (132) 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう指導すること。

通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、「通勤手当の認定等について」（平成23年3月18日付け教委職企第2360号教職員企画課長通知）を参考にし、適正な確認を行うよう指導すること。

なお、通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分を行う。

- (133) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

なお、兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分を行う。

- (134) 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

◆ 第7章 学校の組織力向上と開かれた学校運営

(135) 学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校全体として組織的な取組みを推進するよう校長に対して指導すること。

また、校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図るよう指導すること。

(136) 学校運営の改善にあたっては、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行う自己評価に加え、学校関係者評価等により、保護者や地域の意見を生かすよう指導すること。

また、その評価結果等について、学校のWebページ等での公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるよう指導すること。

(137) 全ての学校において、学校協議会等を設置するとともに、学校協議会等委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、学校協議会等委員が学校の状況を的確に把握し、学校運営に意見を反映させることができる仕組みを充実させるよう指導すること。

(138) 教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めるよう指導すること。なお、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減などの取組みを推進するに当たっては、「学校運営改善促進事業実施報告書」（平成20年3月）及び「学校運営改善研究事業実施報告書」（平成21年3月）を参考にすると指導すること。さらに、学校事務を効率的に執行する観点から、事務の共同実施や学校間連携等の実施に向けた検討を進めること。

(139) 教員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

(140) 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。

なお、非常勤職員への発令に当たっては、「労働条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、内申などの手続きを適正に行うこと。

(141) 労働安全衛生法にのっとり、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、学校の規模（職員数）に応じた労働安全衛生管理体制をより充実させるとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導体制の整備を図るよう指導すること。

(142) 個人情報を含む文書や記録媒体の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例を踏ま

えて作成されている指針や取扱い規定等に基づき、適正に行うよう指導すること。また、個人情報を含む文書や記録媒体の保管に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むよう指導するとともに、各学校の状況を踏まえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。あわせて、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。

(143) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じるよう指導すること。

(144) 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うよう指導すること。

◆ 第 8 章 安全で安心な学びの場づくり

1 危機管理体制の確立

(145) 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定にあたっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

また、学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備するよう指導すること。

(146) 万一の事件・事故などの緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を確立するよう指導すること。

(147) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

また、「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管するよう指導すること。

なお、国民健康保険法を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

(148) 万一の心肺停止に備え、全ての教職員が A E D の使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

2 安全で安心な学校づくり

(149) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。各学校園において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう指導すること。

(150) 児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設・設備の整備充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求め、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

また、学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう指導すること。

その際、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日付け文科ス第333号）を踏まえた取組みの充実に努めるとともに、学校園において、道路交通法に基いた交通安全に関する指導を推進すること。

- (151) 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図るよう指導すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むよう指導すること。

その際、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するなど、取組みの充実に努めること。

- (152) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。

- (153) 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

① 安全教育関係

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成22年3月）

「学校における防災教育の手引（改訂版）追加資料 備えよう地震・津波 進めよう防災教育」府教育委員会（平成19年3月）

「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会（平成18年7月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会（平成15年3月）

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省（平成10年3月）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」府教育委員会（平成8年3月）

② 安全管理関係

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省（平成24年3月）

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」文部科学省（平成24年3月）

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省（平成19年11月）

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」府教育委員会（平成15年12月）

「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省（平成15年6月）

参 考

「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」文部科学省（平成16年1月）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会（平成14

年 10 月)

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会（平成 13 年 7 月）

(154) 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、地震防災対策特別措置法に基づき、早急に耐震化を図ること。

また、非構造部材の耐震対策についても早期に取り組むこと。

(155) アスベスト（石綿）6 種類の分析調査の結果により、必要な対策を早急に講じるとともに、適正な管理に努めること。

(156) 児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ容易に施設を利用できるよう、福祉のまちづくり条例等に基づく学校施設整備に努めること。

◆ 第9章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

1 家庭における教育・子育て機能の強化

- (157) 地域全体で家庭教育を支援するため、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。
とりわけ子育てに悩みを持つ家庭や、地域から孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。
- (158) 学校・家庭・地域の協働のもと、保健福祉部局や関係機関等との連携により、全ての中学校区において多様な場での保護者の親学習の実施を図るとともに、その周知に努めること。
その際、これらの機会に参加しない・しにくい保護者に対しても十分配慮すること。
また、将来親になる世代である児童・生徒に対して、学校の授業等を活用した親学習の推進を図るとともに、教職員研修を実施するなど親学習の更なる周知に努めること。
これらの実施に際しては、府教育委員会作成の親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（平成21年3月増補）などの教材を活用するとともに、親学習リーダー養成講座修了者をはじめとする地域のファシリテーター人材等との効果的な連携・協働を行うこと。
- (159) P T A総会や保護者会等で、「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」（平成20年12月）を積極的に活用し、保護者・地域との共通理解を深め子どもの基本的な生活習慣の確立や自らを律する力の育成に努めること。

2 教育コミュニティの形成

- (160) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムをつくること。また、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域の人間関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。
- (161) 市町村や学校園、その他の行政機関、地域の住民などが、主体的に教育コミュニティづくりに参画していくことができるよう努めること。
- (162) 「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を発展させ、活動を継続、充実していくため、学校教育活動と連携した学校支援地域本部の活性化をはじめ、おおさか元気広場、家庭教育の支援等、学校園や地域の諸課題に対応した活動を積極的に支援すること。
- (163) 学校施設の利用は、開かれた学校づくりを推進する観点から重要であり、小・中学校における学校支援地域本部をはじめとする教育コミュニティづくりの活動拠点づくりや、これま

で整備した活動拠点の積極的な活用に努めること。

- (164) 地域の持続的な活動を支えるため、地域において核となる人材の育成・定着を図るとともに、地域の既存組織や、NPOや企業、大学等の多様な活動主体との連携によるネットワークづくりを一層推進すること。活動の定着に向けては、PDCAサイクル等による活動の振り返りを促進すること。

また、地域活動に活用できる助成金等の情報収集・提供に努めること。

- (165) おおさか元気広場の実施に際しては、子どもにとってより安全・安心で日常的な居場所となるよう、教育と福祉の連携を図り、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の拡充に努めること。

- (166) 地域の活動においては、障がいのある子どもなど地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。

また、府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように指導すること。

- (167) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化に努め、教育コミュニティづくりに寄与できるよう指導すること。

3 幼児教育の充実

- (168) 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続が進むよう指導すること。幼・保・小連携については、幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めるとともに、連続性・一貫性のある取組みをすすめるよう指導すること。その際、「豊かな育ちと学びをつなぐ」（平成18年12月）等を積極的に活用すること。

- (169) 園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、幼稚園が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう指導すること。その際、「地域教育協議会（すこやかネット）」や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の趣旨を踏まえ、幼稚園における預かり保育等の推進に努めること。

- (170) 就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供することが重要である。地域の実情に応じて、その取組みの一つとして導入された認定こども園制度の周知を図るとともに制度

の普及促進に努めること。

◆ 第 10 章 社会教育の推進

(171) 個人の要望や社会の要請に応え、住民自らが自発的・主体的に取り組む学習活動や社会参加を支援する環境の醸成に努め、社会教育の推進を図ること。

(172) 多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題及び地域課題に対応するため、学校、首長部局や民間教育事業者、NPO、企業、大学等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。

その際、障がいのある人や様々な事情により参加しにくい人について十分配慮すること。

(173) 社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府教育委員会主催研修等へ積極的に参加すること。また、部局間の連携等により、専門的知識や技能を有する人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

(174) 市町村・地域において、それぞれの地域の課題に応じた取組みが主体的に展開できるよう地域活動におけるPDCAサイクルのC（評価）A（改善）に努めること。

また、国事業等の積極的な活用を図るとともに、住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。

(175) 子どもたちの生きる力を育むため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進に努めること。

(176) 地域における子どもの読書活動の推進に当たっては、「教育振興基本計画」及び「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、公立図書館と公民館等社会教育施設が連携した取組みの実施に努めること。

また、公立図書館から学校への団体貸出を更に進めるなど、公立図書館と学校の連携を一層図り、学校の読書環境づくりに努めること。

(177) 子ども読書活動推進計画未策定の市町村については早期に策定すること。

また、文字・活字文化振興法の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。

(178) 「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、社会教育の全ての領域で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に努めること。

その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨を踏ま

え、府教育委員会主催研修等への積極的な参加を促すなど、住民の自発的な参加意欲を高める啓発や人権学習の充実に努めること。

また、公民館等の社会教育施設においては、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権学習を組織的に進めること。

(179) 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」（平成17年10月策定）の趣旨を踏まえ、識字問題の啓発や識字推進指針等の策定に努めるとともに、識字・日本語教室について新たな教室の開設を進めること。

また、他の市町村等との交流をすすめ、情報収集を図るなどにより、学習活動の一層の充実に努めること。

◆ 第 11 章 文化財の保存と活用

- (180) 文化財保護の基礎である文化財保護条例未制定の市町村は、その早期制定を図ること。
また、各教育委員会は条例の適切な運用に努め、他部局とも連携し、文化財の幅広い保存と公開・活用を図ること。
- (181) 地域の歴史的特性等を踏まえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。
- (182) 博物館・資料館、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げること。このことを、小・中学生や高齢者を対象とした施策に生かすこと。
- (183) NPOなどの民間組織との協働や役割分担を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。
- (184) 世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群など地域を代表する文化遺産については、博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

資 料

I 大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

目 的 児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・電子メールによる相談に応じる

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24時間対応「すこやか教育相談24」

（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。）

電話 0570-078310

FAX 06-6607-9826（教育相談室直通）

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）
ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

内 容 学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談
（相談は無料、秘密は厳守する）
・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる
・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

場 所 大阪府教育センター 教育相談室（本館5階）
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

交通機関 地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m
JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m
近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/>

2 大阪府高等学校適応指導教室（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校適応指導教室

内 容 心理的または情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある府立高等学校生徒を対象に学校復帰をめざして学習支援や心理支援を行う。

場 所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-1-72 大阪府教育センター附属高等学校内
問合せ先 大阪府高等学校適応指導教室 電話：06-6607-7366
午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン（電話相談）
 電話番号 06-6772-7867
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
 主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック（面接相談）
 電話番号 06-6773-4970
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
 主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題にあった指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が面接とともに、親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）まで、相談して予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター
 電話番号 06-6691-2811（代表）
 06-6607-8814（電話相談専用）
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
 （面接相談を希望する場合は予約制）

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-828-0161 072-844-1331(代)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-751-2858 072-752-4111(代)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6389-3526 072-627-1121(代)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6721-1966 072-994-1515(代)	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー	0721-25-1131 0721-25-1553(代)	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-445-3977 072-439-3601(代)	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 に住んでいる方

6 児童虐待通告電話

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
 夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ)

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研究会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラムNAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka-c.ed .jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車。 ①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線「我孫子町」駅下車。 東へ 1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車。 西南西へ 1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後3年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族(二世)等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校及び高等学校に通学する子(三世)について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図ります。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 TEL 06-6944-1717

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4 階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部(旧東区)、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 新星和扇町ビル 6 階 605 号	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日亜ビル 2 階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部(旧南区)、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区

八尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3 階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 忠岡町
豊中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1 階	少年育成室 06-6866-3000 育成支援室 06-6863-0099	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、 豊能町
守口	守口市浜町 1-3-18 2 階	少年育成室 06-6993-0900 育成支援室 06-6993-9911	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4 階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町
<p>① 受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み (育成支援室は午前 9 時 30 分～午後 6 時まで)</p> <p>② 相談申込 電話か直接来所</p> <p>③ 相談担当者 警察職員</p>			
<p>リンク集：</p> <p>○ 大阪府警察 http://www.police.pref.osaka.lg.jp/ (トップページから「少年サポートセンター」を検索)</p> <p>○ 大阪府青少年課 http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html</p>			

V 小・中学生に通年無料開放している社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR 阪和線 信太山駅 下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線喜志駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車 東へ600m
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅から南海バス 「上高向」下車
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線 箕面駅下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行緑地公園駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線大阪狭山市駅 下車 西へ700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	JR 環状線 芦原橋駅下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪府中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR 環状線 森ノ宮駅 下車 西へ400m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪淀屋橋駅 下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線荒本駅 下車 1号出口北西へ 400m



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～



教育委員会事務局市町村教育室小中学校課 平成 25 年 2 月発行
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351
ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>
電子メール shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp